

2023年4月17日号

信託会社等によるステーブルコインの発行と信託の受託 に関する規制について

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 特定信託受益権	弁護士 寺井 勝哉
III. 信託会社等による SC の発行に関する規制	TEL. 03 6213 8160
IV. SC の信託の受託	katsuya.terai@mhm-global.com
V. おわりに	

I. はじめに

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が2022年6月3日に成立し、同年6月10日に公布されました（以下当該法律を「本改正法」といいます。）。

本改正法の主なテーマの1つが、各国に先駆ける形での、本邦におけるステーブルコイン（以下「SC」といいます。）¹に対する規制の導入です。この点、各規制内容の詳細については政省令、内閣府令等に委任されており、公布日以降、施行²に向けた議論が進められてきましたところですが、2022年12月26日、金融庁より、本改正法についての関係政令・内閣府令等³（以下「本政府令等案」といいます。）が公表され、パブリックコメント（以下「パブコメ」といいます。）⁴ 手続も実施されました。

本政府令等案は、本改正法においてSCに相当するものとして新たに規定された概念である「電子決済手段」⁵の要件の確定や、SCの発行者及び仲介者に適用される規律、信託会社・信託銀行によるSCの信託の受託に関する規定の整備等を含み、その内容は多岐にわたります。

その中でもとりわけ注目を集めているトピックは、信託受益権を用いたスキームにより発行されるSCとして新たに定義された特定信託受益権です。特定信託受益権の発行には、基本的に信託会社⁶又は信託銀行⁷が発行体として関与することが想定されています。

¹ SCについて明確な定義は存在しませんが、2022年1月11日付で公表された金融審議会「資金決済ワーキング・グループ」の報告書（以下「本報告書」といいます。）によれば、一般的には、特定の資産と関連して価値の安定を目的とするデジタルアセットで分散台帳技術（又はこれと類似の技術）を用いているものをいうと考えられています。

² 本改正法は公布から1年以内に施行されますが、本稿執筆時点では施行日は未公表です。

³ 本政府令等案には監督指針やガイドラインの改正案も含まれます。

⁴ パブコメの募集期間は2023年1月31日で終了しています。本稿執筆時点ではパブコメ結果等は公表されておりません。

⁵ 改正後資金決済法2条5項

⁶ 外国信託会社による発行も可能とされています。

⁷ 信託銀行以外の信託兼営金融機関による発行も可能とされています。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

また、NFT（Non-Fungible Token＝非代替性トークン）を含むデジタルアセットの取引が B2B を含め広がりを見せる可能性がある中、当該取引に係る決済手段としての SC を企業や個人が保有する場面も増えてくることが想定されます。それに伴い、信頼のおける資産管理の専門家に SC の管理等を委託したいというニーズも高まると思われ、信託会社や信託銀行による SC を対象とする信託の受託という形での関与が想定されます。

そこで、本稿では、信託会社や信託銀行が SC の発行又は信託に関与する場面に着目して、本政府令等案の内容を概説いたします⁸。

II. 特定信託受益権

1. 定義・要件

本改正法では、デジタルマネー類似型⁹SC に対応するものとして、「電子決済手段」という概念を新設し、4 つの類型を規定しました（改正後資金決済法 2 条 5 項 1 号～4 号）。特定信託受益権はそれらの類型のうちの 1 つであり、同項 3 号で規定されることから、3 号電子決済手段と呼ばれることがあります。

改正後資金決済法 2 条 9 項は特定信託受益権の要件として、大要、(a)電子的に記録・移転が可能な金銭信託の受益権であり、(b)受託者が信託された金銭の全額を預貯金により管理すること等を定めています。

そして、(b)の要件については、より詳細な内容が内閣府令で定められており、具体的には以下のとおりです¹⁰。

① 特定信託受益権が円建てで発行される場合

信託財産の全部が、預金者がその払戻しをいつでも請求することができる預金等（外貨預金等、譲渡性預金等を除く）により管理されるものであること。

② 特定信託受益権が外貨建てで発行される場合

信託財産の全部が、預金者がその払戻しをいつでも請求することができる当該信託財産の外国通貨に係る外貨預金等（譲渡性預金等を除く）により管理されるものであること。

2. 金融商品取引法との関係

特定信託受益権の新設に伴い、特定信託受益権が有価証券から除外されています（改正後金融商品取引法 2 条 2 項柱書・同項 1 号、金融商品取引法施行令第 1 条の 2 第 1 号、定義府令第 4 条の 2 参照）。その結果、特定信託受益権については、同法上の開示規制や業規制は適用されません。

⁸ なお、信託銀行の場合は、銀行に対する預金債権に対応するデジタルマネーとして SC を発行するスキームもあり得ますが、本稿では、特定信託受益権の発行に絞って解説します。

⁹ 法定通貨の価値と連動した価格で発行され、発行価格と同額で償還を約束するもの。

¹⁰ 電子決済手段等取引業者に関する内閣府令案（以下「電決業府令案」といいます。）3 条

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

Ⅲ. 信託会社等による SC の発行に関する規制

1. 発行主体

特定信託受益権を発行することができる主体としては、①信託会社¹¹又は外国信託会社（これらは「特定信託会社」として定義されています。）（改正後資金決済法 2 条 27 項、同施行令案 2 条の 2）及び②兼営法 1 条 1 項の認可を受けた金融機関（これらは「信託銀行等」として定義されています。）（改正後資金決済法 2 条 26 項）の 2 つのパターンが想定されています。本報告書 22 ページで示された「電子的支払手段を発行・償還する行為は、現行法上、基本的には為替取引に該当し、銀行業免許又は資金移動業登録が求められる」という方向性のもと、信託銀行等に加えて、①の特定信託会社も SC の発行者となることのできるための改正がされたものです。

具体的には、特定信託受益権の発行による為替取引を「特定信託為替取引」（改正後資金決済法 2 条 28 項）としたうえで、資金移動業のうち「特定信託為替取引」のみを業として営むことを「特定資金移動業」（改正後資金決済法 36 条の 2 第 4 項）と定義しています。そして、①の特定信託会社は、資金移動業に必要となる登録ではなく届出を行うことにより、「特定資金移動業」すなわち特定信託受益権の発行業務を行うことができることとされました（改正後資金決済法 37 条の 2 第 1 項・3 項）。

2. 特定信託会社が発行体となる場合

(1) 必要な手続

上記のとおり、特定信託受益権の発行業務は特定信託為替取引に該当するところ、信託会社が特定信託受益権に該当する SC を発行する場合、資金移動業のうち特定信託為替取引のみを業として営むとして、所定の事項について特定資金移動業の届出を行う必要があります（改正後資金決済法 37 条の 2 第 1 項・3 項、資金移動業府令案 3 条の 6）。

特定信託会社は、既に有する信託業法上の免許又は登録のほか、新たに特定信託為替取引を業として営むことに伴い、申請書の変更による届出（改正後信託業法 12 条、4 条 1 項各号、8 条 1 項各号）や業務方法書の変更による認可又は届出（改正後信託業法 13 条、4 条 3 項、同法施行規則案 6 条）を行うことは不要です¹²。

(2) 発行者に関する規制

特定信託会社が特定信託受益権を発行するに際して、上記の届出により特定資金移動業を業として営む場合、特定資金移動業を資金移動業と、当該特定信託会社を

¹¹ いわゆる運用型信託会社だけでなく管理型信託会社も含まれます（改正後信託業法 2 条 2 項）。

¹² 他方、特定信託会社が特定資金移動業を営む場合において行う、自らが発行する特定信託受益権に係る電子決済手段関連業務は、業務方法書の記載事項とされており（改正後信託業法 4 条 3 項 6 号）、かかる業務を行う場合、業務方法書の変更による認可又は届出が必要となります（改正後信託業法 13 条）。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

資金移動業者とそれぞれみなして、以下に記載するような資金移動業者に関する規制が適用されます（改正後資金決済法 37 条の 2 第 2 項、なお、以下では、同項により適用される条文のみを示しています。）。但し、利用者資金の供託義務等（同法 43 条～48 条）や後述する滞留規制（同法 51 条の一部、51 条の 2 及び 51 条の 3）は適用されません。

送金上限規制と業務実施計画

特定信託会社には、第二種資金移動業者と同様の 100 万円相当額の送金上限規制が適用されます（資金移動業ガイドライン案Ⅵ-1）。また、100 万円を超える資金の移動に係る特定信託為替取引を業として行う場合、特定信託会社は、（為替取引により移動させる資金の額の上限額を定める場合の当該上限額等を記載した）業務実施計画を定め、所定の様式¹³により認可を受けなければなりません（改正後資金決済法 37 条の 2 第 2 項、40 条の 2 第 1 項、同法施行令第 12 条の 4）。そして、この認可を受ける場合、第一種資金移動業者と同様に、高額の特定信託為替取引を行うことに伴うリスクを踏まえた充実した体制整備が求められます（資金移動業ガイドライン案Ⅵ-1）。

滞留規制

特定信託会社が特定資金移動業を営む場合に適用される資金決済法の規定及びその読替えを定める改正後資金決済法 37 条の 2 第 2 項は、同法 51 条の「利用者から受け入れた資金のうち為替取引に用いられないことがないと認められるものを保有しないための措置」及び同法 51 条の 2 を読替えの対象としていません。従って、資金移動業者が電子決済手段を発行する場合は滞留規制が適用される一方で、特定信託会社の場合にはそのような滞留規制は適用されません。そのため、特に第一種資金移動業者による電子決済手段の発行が事実上困難であるのに対し、特定信託会社は、そのような制約なしに特定信託受益権の発行を行うことが（上記の認可を受ければ 1 件あたり 100 万円を超える資金移動（移転）を伴うような特定信託受益権の発行を行うことも）可能となります。

為替取引に伴う利用者保護措置等

特定信託会社は、利用者保護措置（改正後資金決済法 51 条）の一環として、資金移動業者の場合と同様、特定資金移動業の利用者に対して一定の事項について情報提供義務を負います（資金移動業府令第 29 条・29 条の 2）。

また、特定信託会社は、利用者との間で電子決済手段の発行による為替取引を行うときは、あらかじめ、当該利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により電子決済手段の内容に関する説明を行う必要があります（資金移動業府令第 29 条の 3）。

¹³ 別紙 9 号の 3 の 2

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

具体的には、以下に掲げる事項を説明する必要があります（同条 2 項各号）。

- ① 電子決済手段は、本邦通貨又は外国通貨ではないこと
- ② 電子決済手段の価値の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがあるときは、その旨及びその理由
- ③ 電子決済手段は、代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができること
- ④ 発行する電子決済手段の概要及び特性（当該電子決済手段の移転の確定する時期及びその根拠を含む。）
- ⑤ 当該特定信託会社に対する償還請求権の内容及びその行使に係る手続
- ⑥ その他電子決済手段の性質に関し参考となると認められる事項¹⁴

なお、上記の利用者からは電子決済手段等取引業者を含む資金移動業関係業者（資金移動業府令案 1 条 3 項 2 号）が除かれており（資金移動業府令案 29 条 1 項柱書括弧書）、資金移動業関係業者との間では為替取引を行う場合、特定信託会社は上記の情報提供及び説明義務を負わないこととされています。また、これらの義務に関して、特定信託が為替取引に係る電子決済手段等取引業者が利用者に対し当該義務を定める資金決済法の規定に準じて情報提供等をしたときも、特定信託会社は当該義務を負いません（資金移動業府令案 29 条 3 項、29 条の 2 第 3 項、29 条の 3 第 3 項）。

また、その他利用者保護措置としては、不適切な電子決済手段を発行しないための措置が求められるところ（資金移動業府令案 31 条 5 号）、その際の留意点は資金移動業者が電子決済手段を発行する場合と同様です（資金移動業ガイドラインⅡ-2-2-1-1(9)）。とりわけ、上記の必要な措置を講じるにあたっての留意点として、「発行する電子決済手段について、権利の移転時期やその手続きが明確になっているか。」とされていることから、特定信託受益権に該当する SC の場合、その移転に伴う第三者対抗要件の具備の要否や方法（及びその前提となる SC の法的構成）について、リーガルカウンセラーを交えた慎重な検討が必要になると思われます。すなわち、信託受益権を用いたスキームの場合、既存のセキュリティトークン・オフリング（STO）での実務¹⁵を参考に、受益証券発行信託の仕組みを活用し、SC をその受益証券不発行の受益権と構成し、受益権原簿の書換請求による譲渡の実行及び

¹⁴ 上記④及び⑥に対応するものとしては、例えば、以下の事項が考えられます（資金移動業ガイドライン案Ⅱ-2-2-1-1(4)②）。

- 電子決済手段の主な用途
- 電子決済手段の保有又は移転の仕組みに関する事項
- 電子決済手段の総発行量及び発行可能な数量に上限がある場合はその上限
- 電子決済手段の流通状況
- 電子決済手段に内在するリスク
- 償還請求に係る債務者、執行方法、性質（資金移動業者が破綻した場合における当該請求権の取扱いを含む。）や償還を受ける方法、償還に要する期間、償還手数料等の償還に関する事項
- 利用者財産の管理方法、倒産隔離の状況等

¹⁵ STO 実務における受益証券発行信託スキームの詳細については、[CAPITAL MARKETS / STRUCTURED FINANCE BULLETIN 2021 年 2 月号](#) 3 頁以下もご参照ください。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

その後の書換により第三者対抗要件を具備するという整理があり得ます。しかしながら、いわゆるパーミッションレス型の SC の場合、受益証券発行信託スキームでは第三者対抗要件の具備を行うことが現実的には難しいとの指摘¹⁶もあり、実務上引き続き検討が必要な課題となっています。

また、上記Ⅱ. 1. 「定義・要件」で記載のとおり、特定信託受益権の要件として信託財産の全部が要求払預金により管理されること等が求められるところ、特定信託会社は、その発行する特定信託受益権に係る信託財産の全部を一定の健全性基準を満たす銀行等に対する預貯金により管理するための適切な措置を講じる必要があります（資金移動業府令案 31 条 6 号）。

信託の引受けに伴う説明義務、書面交付義務

上記に加え、特定信託会社は、信託の引受けに伴い、委託者に対する一定の事項の事前の説明義務及び信託契約締結時書面の交付義務を負います（改正後信託業法 25 条、26 条 1 項）。但し、委託者が電子決済手段等取引業者を含む資金移動業関係業者（資金移動業府令案 1 条 3 項 2 号）である場合、それぞれ所定の要件を満たすことで、これらの義務は免除されます（改正後信託業法 25 条但書、26 条 1 項但書、信託業法施行規則案 31 条 1 項 6 号、32 条 5 号）。

受益者から元本償還の請求を受けた時の対応

特定信託会社は、特定信託受益権の受益者から信託契約期間中に当該特定信託受益権について信託の元本の全部又は一部の償還の請求を受けた場合には、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部の解約によりその請求に応じ、又は当該特定信託受益権の履行等金額と同額で当該特定信託受益権を買い取る必要があります（改正後資金決済法 37 条の 2 第 4 項、資金移動業府令案 3 条の 7、資金移動業ガイドライン案Ⅳ-3）。

帳簿の作成・保存

特定信託会社は、以下の事項を含む特定資金移動業に関する帳簿書類を作成・保存する必要があります（改正後資金決済法 52 条、資金移動業府令案 33 条）。

- 各営業日における当該特定信託会社が発行した特定信託受益権の履行等金額の合計額の記録
- 各営業日における特定信託受益権に係る信託契約により受け入れた金銭を管理する預貯金の口座（特定信託口座）により管理する金銭の額の記録

¹⁶ パーミッションレス型の SC は、SC の移転に係る取引の仲介者である電子決済手段等取引業者が管理しないウォレット（アンホステッド・ウォレット）との取引を伴う可能性があるところ、受託者として SC の保有者の情報（受益者の氏名又は名称及び住所等）の把握が困難であると思われます。そのような場合には、受益証券発行信託の受益権の譲渡（SC の移転）についての第三者対抗要件の具備に必要な受益権原簿への記載・記録を行うことができないと思われます。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

受託者による報告

特定信託会社は、信託業法に基づく事業年度ごとの事業報告書等の提出に加えて、資金決済法に基づき、事業年度ごとの特定資金移動業に関する報告書¹⁷及び特定信託為替取引に関し負担する債務の額に関する報告書¹⁸を提出する必要があります(改正後資金決済法 53 条 1 項・2 項)。

また、特定信託会社は信託財産の計算期間ごとに信託財産状況報告書の作成・(受益者への)交付義務を負いますが(改正後信託業法 27 条 1 項)、以下の全ての要件を満たす場合、かかる義務が免除されます(改正後信託業法 27 条 1 項但書、信託業法施行規則案 38 条 10 号イからハ)。

- 毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の末日における特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高を公表していること。
- 受益者からの要請があった場合に速やかに信託財産状況報告書を交付できる体制が整備されており、その旨を公表していること。
- 特定信託受益権に係る信託契約において、受益者からの要請がない限り信託財産状況報告書を交付しない旨の定めがあること。

金融商品取引法の準用

特定信託受益権が外国通貨で表示される場合、当該特定信託受益権に係る信託契約は特定信託契約に該当し(改正後信託業法 24 条の 2、信託業法施行規則案 30 条の 2 第 1 項 2 号、電決業府令案 43 条 1 号)、その投資性色の強さから、金融商品取引法の規制のうちの一部(特定投資家制度、広告・顧客説明等)が準用されます。

3. 信託銀行等が発行体となる場合

(1) 必要な手続

信託銀行等は銀行法をはじめとする適用のある業法上、為替取引を固有業務として行うことが認められています。そのため、信託銀行等は当該業法を根拠に固有業務として特定信託受益権の発行業務を行うものと整理されます。

そして、信託銀行等は、兼営法上の認可に基づき信託業務を営むところ(兼営法 1 条 1 項)、新たに特定信託為替取引を行おうとする場合、遅滞なく届出を行う必要があります(兼営法 8 条 1 項 4 号、同法施行規則案 39 条 1 項 5 号)。なお、かかる届出の際には、以下の書面を添付することとされています(兼営法 8 条 1 項 4 号、同法施行規則案 39 条 2 項 2 号)。

- 特定信託為替取引の内容及び方法を記載した書面
- 特定信託口座特定事項¹⁹を記載した書面

¹⁷ 信託会社の場合は様式 19 号、外国信託会社の場合は様式 20 号により作成します(資金移動業府令案 34 条)。

¹⁸ 3 か月ごとに、様式 21 号により作成します(資金移動業府令案 35 条)。

¹⁹ 特定信託口座に関する以下の事項をいいます(兼営法施行規則案 39 条 1 項 7 号)。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

- その他参考となるべき事項を記載した書面

(2) 発行者に関する規制

信託銀行等が特定信託受益権を発行する際に適用される規律は、特定信託会社が発行体となる場合と概ね同様です。そのため、以下では、特定信託会社が発行体となる場合との相違点を中心に説明いたします。

送金上限規制

特定信託会社が発行体となる場合と異なり、信託銀行等には資金決済法上の資金移動者に関する規制は適用されず、100万円相当額の送金上限規制は適用されません。また、信託銀行等について滞留規制は存在せず、信託銀行等も1件あたり100万円を超える資金移動を伴うような特定信託受益権の発行を行うことができます。

特定信託為替取引に伴う利用者保護措置等

兼営法施行規則案22条10項から16項の新設により、信託銀行等が特定信託受益権を発行する場合も、特定資金移動業を営む特定信託会社が行うべきものと同等の利用者保護措置等を行わなければならないこととされました²⁰。

信託会社等に関する総合的な監督指針案11-9において、信託銀行等が特定信託受益権を発行する際の具体的な監督上の着眼点については、資金移動業ガイドラインの「Ⅱ-2-2-1 利用者保護措置」等に準じて取り扱うものとされており、上記の義務以外にも、基本的に、特定信託会社が特定信託受益権を発行する場合と同様の利用者保護措置に関する規律が適用されます。

信託の引受けに伴う説明義務、書面交付義務

信託の引受けに伴う説明義務及び書面交付義務は信託銀行等にも適用されます²¹（兼営法2条1項、改正後信託業法25条、26条1項）。

受益者から元本償還の請求を受けた時の対応

特定信託会社の場合と異なり、信託銀行等が発行する特定信託受益権について受益者から元本償還の請求のを受けた時の対応に関して、改正後資金決済法37条の2

- 当該特定信託口座のある金融機関の商号又は名称
- 当該特定信託口座に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- 当該特定信託口座の名義
- 当該特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するために必要な事項

²⁰ 顧客に対する情報提供及び説明義務に関して、資金移動業関係業者との間で特定信託為替取引を行う場合や特定信託為替取引に係る電子決済手段等取引業者が顧客に対しそれらの義務を定める兼営法施行規則の規定に準じて情報提供等をした場合に、信託銀行等は当該義務を負わない点も同様です（兼営法施行規則案22条11項柱書括弧書、22条13項、16項）。

²¹ 委託者が電子決済手段等取引業者を含む資金移動業関係業者である場合に、それぞれ所定の要件を満たすことで、これらの義務が免除される点も同様です（兼営法2条1項、改正後信託業法25条但書、26条1項但書、兼営法施行規則案13条1項7号、14条6号）。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

第4項のような明文の規定は存在しません。もっとも、信託銀行等が特定信託受益権を発行する場合も必要に応じて資金移動業ガイドラインを参照するものとされていること（信託会社等監督指針案 11-9）や不適切な特定信託受益権を発行しないための措置を講じることが求められること（兼営法施行規則案 22 条 10 項 2 号）に照らせば、特定信託会社が発行体となる場合と同様、受益者から特定信託受益権の元本償還の請求を受けた場合には、信託銀行等は、遅滞なく、当該特定信託受益権に係る信託契約の一部の解約によりその請求に応じ、又は当該特定信託受益権の履行等金額と同額で当該特定信託受益権を買い取る必要があると考えられます。

帳簿の作成・保存

特定信託会社が発行体の場合と同様に、信託銀行等は、特定信託為替取引に関する帳簿書類を作成・保存する必要があります（兼営法施行規則案 21 条 7 項）。

受託者による報告

信託銀行等は、兼営法に基づき半年ごとに信託業務報告書の提出を行う必要があります（兼営法 7 条、同法施行規則案 38 条 1 項・2 項）、この信託業務報告書の様式について、信託銀行等が特定信託為替取引を行う場合を想定した記載項目が追加されました（様式 7 号・8 号）。具体的には、「特定信託受益権の履行等金額の概況」、「特定信託口座による管理の状況」、「特定信託受益権の発行による為替取引の状況」、「特定信託受益権の発行による為替取引の収支の状況」等の項目が追加されています。

また、信託銀行等も、信託財産の計算期間ごとの信託財産状況報告書の作成・（受益者への）交付義務を負いますが、毎年 3 月、6 月、9 月及び 12 月の末日時点での特定信託受益権の発行価額の総額及び特定信託口座の残高の公表などの一定の条件を満たす場合に当該義務が免除される点は、特定信託会社の場合と同様です（兼営法 2 条 1 項、改正後信託業法 27 条 1 項但書、兼営法施行規則案 20 条 11 号）。

金融商品取引法の準用

特定信託受益権が外国通貨で表示される場合、当該特定信託受益権について金融商品取引法の規制が一部準用される点も特定信託会社の場合と同様です（兼営法 2 条の 2）。

IV. SC の信託の受託

本政府令等案により銀行グループ外の信託会社に加えて、信託銀行及び銀行グループ内の信託会社についても、電子決済手段を含む信託財産の受託が認められることが明らかとなりました。

電子決済手段とは異なるアセットクラスではあるものの、暗号資産については信託銀

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

行による信託の受託が禁止されていたこともあったため²²、電子決済手段の場合の扱いが注目されていましたが、信託兼営金融機関のうち信託銀行については、その業務として、電子決済手段を含む信託財産の受託が認められています（兼営法施行規則案3条1項6号参照）。

また、銀行グループ内の信託会社については、信託兼営金融機関の業務範囲でのみ業務を行うことができるとされていますが（銀行法16条の2第1項6号、52条の23第1項5号、16条の4第1項、52条の24第1項）、上記に伴い、信託銀行と同様、電子決済手段を含む信託財産の管理又は処分を行う信託の受託が認められることが明らかとなりました。そのため、信託銀行本体ではなく、グループ内で信託会社を設立してSCの受託ビジネスを行うことも可能であると思われます。

V. おわりに

施行が迫るステーブルコインに係る新法制のもと、特に信託受益権を用いたステーブルコインの発行には期待が寄せられており、ステーブルコインの信託（カストディ）サービスもその活用が期待されます。

なお、規制の詳細な全体像に関しては今後公表されるパブコメ結果等により明らかとなる事項も多いと思われるほか、個別の検討課題については実務の進展により解決が図られることも想定されるため、これらの動向については引き続きの注視が必要です。

²² 現在は、管理型信託の場合に限定して解禁されています（兼営法施行規則案3条1項7号）。

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

セミナー

- セミナー 『BCCC 緊急ウェビナー 自民党 web3PT 有識者メンバーによる「web3 ホワイトペーパー案」の解説』

開催日時 2023年4月19日(水) 14:45~16:00

講師 増田 雅史

主催 一般社団法人ブロックチェーン推進協会 (BCCC)
- セミナー 『Web3・NFT・メタバース』

開催日時 2023年4月20日(木) 10:40~12:20

講師 増田 雅史

主催 桜美林大学 ビジネスマネジメント学群
- セミナー 『「DeFi meets TradFi」 —Web3 が変える金融の未来』

開催日時 2023年4月21日(金) 17:30~21:00

講師 増田 雅史

主催 btokyo members
- セミナー 『Web3・NFT・メタバース』

開催日時 2023年4月25日(火) 18:15~19:45

講師 増田 雅史

主催 一橋大学大学院 法学研究科 ビジネスマネジメント専攻
- セミナー 『第5116回金融ファクシミリ新聞社セミナー「プロジェクトファイナンスの実務～リスク分担の押さえておくべきポイント～」』

開催日時 2023年5月9日(火) 13:30~15:30

講師 末廣 裕亮

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
- セミナー 『Web3、NFT、メタバースの法律実務と政策動向～概要から最新動向まで丁寧に解説～』

開催日時 2023年5月11日(木) 13:30~16:30

講師 増田 雅史

主催 金融財務研究会

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

- セミナー 『サステナブルファイナンスの法務と実務～融資実務から見た課題と今後の取組みに向けて～』

開催日時 2023年5月12日（金） 10:00～12:00

講師 末廣 裕亮、富永 喜太郎

主催 金融財務研究会

- セミナー 『セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務の最新動向～不動産 STO・社債 STO での活用を中心に～』

開催日時 2023年5月15日（月） 10:00～12:00

講師 石橋 誠之

主催 金融財務研究会

- セミナー 【申込受付中】『IPO に関する近時の制度改正や最新の重要トピック』（第 217 回ビジネスロー研究会）

開催日時 2023年5月17日（水） 15:00～17:00

講師 宮田 俊、平川 諒太郎

主催 森・濱田松本法律事務所

上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2023年5月12日（金））。

※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

- セミナー 『不動産私募ファンドの組成～スキームからファイナンスまで法務の基礎と実務上のポイントを解説～』

開催日時 2023年5月22日（月） 10:00～12:00

講師 蓮本 哲

主催 金融財務研究会

- セミナー 『第 5124 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「ベンチャー・キャピタル／プライベート・エクイティ・ファンドの組成及び契約実務 ー特定投資家制度や LLP を GP とするスキームに関連する改正といった最新トピックを含め、投資家側の着眼点も交えて詳説ー』

開催日時 2023年5月22日（月） 13:30～16:30

講師 中野 恵太

主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

Banking / Structured Finance / Financial Regulation Bulletin

- セミナー 『第 5096 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「データセンターに係わる不動産投資の法的実務—投資ストラクチャー、DD・契約、デットファイナンスなど—」』
開催日時 2023 年 6 月 13 日（火） 9:30～11:30
講師 蓮本 哲
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ

- セミナー 『金融機関における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様別の整理～』
開催日時 2023 年 6 月 16 日（金） 10:00～12:00
講師 田中 浩之
主催 株式会社セミナーインフォ

- セミナー 『FP が知っておくべき Web3・NFT・メタバース』
開催日時 2023 年 6 月 23 日（金） 19:00～20:00
講師 増田 雅史
主催 ファイナンシャル・プランナー三田会

文献情報

- 論文 「マイカル不動産証券化—オリジネーターの会社更生手続において真正売買性が問われた事例—」
掲載誌 SFJ Journal Vol.26
著者 佐藤 正謙

- 論文 「The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 - Japan Chapter」
掲載誌 The International Comparative Legal Guide to: Insurance & Reinsurance 2023 12th Edition
著者 吉田 和央

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhm-global.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com